殿田だより

令和8年11月号

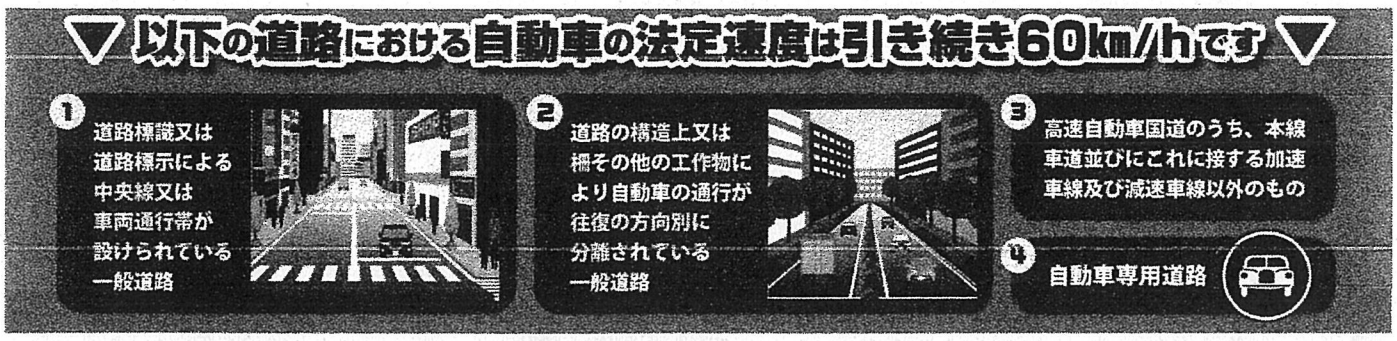
南丹警察署
☎0771－62－0110
殿田駐在所
☎0771－72－0075

生活道路での自動車の法定速度が引き下げられました！

令和８年９月１日から改正道路交通法施行令が施行され、生活道路での自動車の法廷速度が６０km/hから３０Km/hに変わりました。

- 「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。
- 道路標識や道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。
- 決められた速度の範囲であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走行しましょう。





こどもの性被害撲滅

こどもの性被害について

こどもに対する性犯罪・性暴力は、被害にあった当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為です。

相手と対等な関係でなかったり、断れない状況であったり、はっきり嫌だと言えない状況で、こどもたちが被害にあっています。



こどもを守るのは大人の責任です！

こどもを性被害から守るのは、保護者を含めた大人の責任です。
こどもたち一人一人が、健やかに成長することができる社会を作りましょう。

こどもの性暴力防止法が施行されます！

学校や保育所などでこどもへの性暴力を防ぐため、職員の研修・規定整備や、一定の場合の性犯罪歴の確認などを事業者に求める法律です。
令和８年12月25日に施行されます。

京都府警察スローガン　千年を守る　未来を創る

犯罪被害者等支援に対する理解を深めましょう

11月1日（日）～12月1日（火）は犯罪被害者月間です。

「ギュっとちゃん」をご存じですか？

ギュっとちゃんは、犯罪被害者への支援の輪を広げるためのシンボルマークです。

被害者支援に関する啓発チラシやSNSなどに登場していますので、是非この機会にギュっとちゃんを知ってください。

公式Xのフォローもお願いします→



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

◎ 犯罪被害には…

- 身体的・精神的負担
- 刑事手続き等による経済的・時間的負担
- 周囲の心ない言葉やマスコミの取材によるストレス

など、想像以上の影響があり、社会全体の理解と支援が必要です。

京都府内の警察署にいるので探してみてね。



◎ 犯罪被害者支援啓発動画

分かりやすいイラストとともに、犯罪被害者が置かれる状況等について説明した動画です。



◎ ギュっとCH（チャンネル）

犯罪被害に遭われた方々や支援者のための警察庁のポータルサイトです。

支援内容や、犯罪被害について学ぶことができます。



京都府警察